

発注に係る遵守事項(委託費)

(適用)

第1条 本遵守事項は、本遵守事項を適用する旨規定した注文書による甲の申込み、及びこれに対する乙の承諾により締結された個別契約に適用されるものとする。

(実績報告書の提出)

第2条 乙は、個別契約について、別に定める「実績報告書」(様式3)を甲に提出しなければならない。甲への実績報告書の提出は、甲による当該契約の検収完了後7日、またはそれ以前とする。

2. 乙は、実績報告書中の経費区分を人件費、事業費(直接経費)、委託費、一般管理費に分割する。なお、人件費、事業費及び委託費については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 人件費とは、設計員費、製造員費、検査員費等の費用をいうものとする。

(2) 事業費とは、原材料費、消耗品費、設計・製作・加工費、外注費(請負)、建物費、構築物費、工具器具備品費、保守・改造・修理費、ソフトウェア購入費、委員等謝金、会場借料、会議費、旅費、図書資料費、学会等参加費、翻訳費、印刷製本費、通信費、運送費、借料、据付・撤去費、設備使用費、電算機等使用費、廃棄物処理・撤去費、光熱水料、臨時雇用費、知的財産権の出願・登録料、手続手数料等をいうものとする。

(3) 委託費とは、民法上の準委任契約により第三者に委託するための費用をいい、乙が直接実施することができないもの、又は実施することが適当でないものについて、第三者に実施させるために必要な経費をいうものとする。

3. 乙は、人件費、事業費及び委託費の間の流用は、原則として、人件費、事業費及び委託費のうち最も少額である費目の金額の10パーセント以内とする。ただし、乙は、人件費に他の区分費を流用してはならないものとする。また、実績報告書中の受けるべき金額とは、経費区分毎に契約金額(変更額がある場合は、変更後の額)と支出実績額とのいずれか低い方とする。

4. 一般管理費の支出実績額は、契約締結時において、一般管理費の算出の基礎とした経費に対応する受けるべき金額の合計額に、一般管理費の実績率(契約締結時において、乙指定の方法により乙が甲に申請し、甲が承認した率(特別商務条件書第4条の規定に従い変更された場合は、変更後の率))とし、計画変更により率に変更があった場合はその率)を乗じて得た額を超えない額とする。

5. 乙は、一般管理費の「一般管理比率」を実績報告書の一般管理費欄に記載し、「計算方法」を下段の支出内訳の箇所に記載する。また、乙は、甲の監査時に一般管理費の規定根拠を説明する。

6. 乙は、事業費中の旅費等の経費負担が発生する場合、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費とするものとし、旅費のうち、運賃の等級を2以上の階級に区分する経路による旅行の場合には、最下級の運賃とする。

7. 甲は、乙から提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、個別契約の履行のために、乙において要した経費の証票、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、これを乙に通知する。なお、支払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も同様とする。

8. 甲から乙に対するすべての支出には、その収支を明らかにした帳簿類および領収書等の証拠書類が必要となるものとする。また、甲は、支出額の妥当性および内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払いの対象外としないことができるものとする。

9. 前項の現地調査時、甲は、個別契約に係る乙の人件費について、乙が甲に提出する乙の作業者の従事月報を監査するものとする。この場合、乙は、従事月報の様式として、(様式4及び4-1)の雛形、又はこれに準じた乙の様式を用いた従事月報を、甲の指示に従い甲に提出するものとする。

10. 乙は、個別契約に係る乙の経理処理を乙の他の案件と明確に区分し、個別契約の履行に係る帳簿及び全ての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
11. 乙は、個別契約の履行に係る経費計上に当たっては、適用される『補助事業事務処理マニュアル』又は『委託事業事務処理マニュアル』(経済産業省大臣官房会計課)の記載に準拠して実施しなければならない。

(契約金額)

第3条 特別商務条件書第10条第2項の規定にかかわらず、甲との契約金額は、第2条3項実績報告書にて算出される「受けるべき金額」の変更に応じて変更されるものとし、当該金額は現地調査にて確定とする。ただし、契約締結時に合意した契約金額を超えて変更されないものとする。

(再委託)

- 第4条 乙は、個別契約の履行の一部又は全部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ「再委託に係る承認申請書」(様式2)により甲の承認を受けた場合はこの限りではない。
2. 乙は、甲から第三者への再委託の承認を得た場合、個別契約定める義務を当該第三者に課すものとする。

(適用除外)

第5条 本遵守事項が適用される個別契約は、準委任契約として締結されるため、特別商務条件の瑕疵担保責任に係る規定を、当該個別契約に適用しないものとする。

以 上